

令和4年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査
調査結果の概要 1（公立学校分）

令和5年10月
神奈川県教育委員会

■ 主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	令和4年度	令和3年度	増減
暴力行為の発生件数 (公立小・中・高等学校)	9,541件	8,435件	1,106件 増加
いじめの認知件数 (公立小・中・高・特別支援学校)	38,087件	30,835件	7,252件 増加
いじめの解消率			
令和5年3月31日現在の状況	70.0%	74.6%	4.6ポイント 減
令和5年7月20日現在の状況【県独自】	90.9%	93.9%	3.0ポイント 減
公立小・中学校 長期欠席者数			
新型コロナウイルスの感染回避を含む	29,017人	29,023人	6人 減少
うち小・中学校不登校児童・生徒数	20,323人	16,656人	3,667人 増加
うち新型コロナウイルスの感染回避	1,398人	5,143人	3,745人 減少
公立高等学校 長期欠席者数			
新型コロナウイルスの感染回避を含む	8,942人	7,788人	1,154人 増加
うち高等学校不登校生徒数	3,629人	2,903人	726人 増加
うち新型コロナウイルスの感染回避	463人	728人	265人 減少
中途退学者数 (公立高等学校)	2,012人	1,879人	133人 増加

* 「令和4年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」及び文部科学省の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査結果をもとに、県内の公立学校の状況をまとめたもの

* 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

■ 目 次

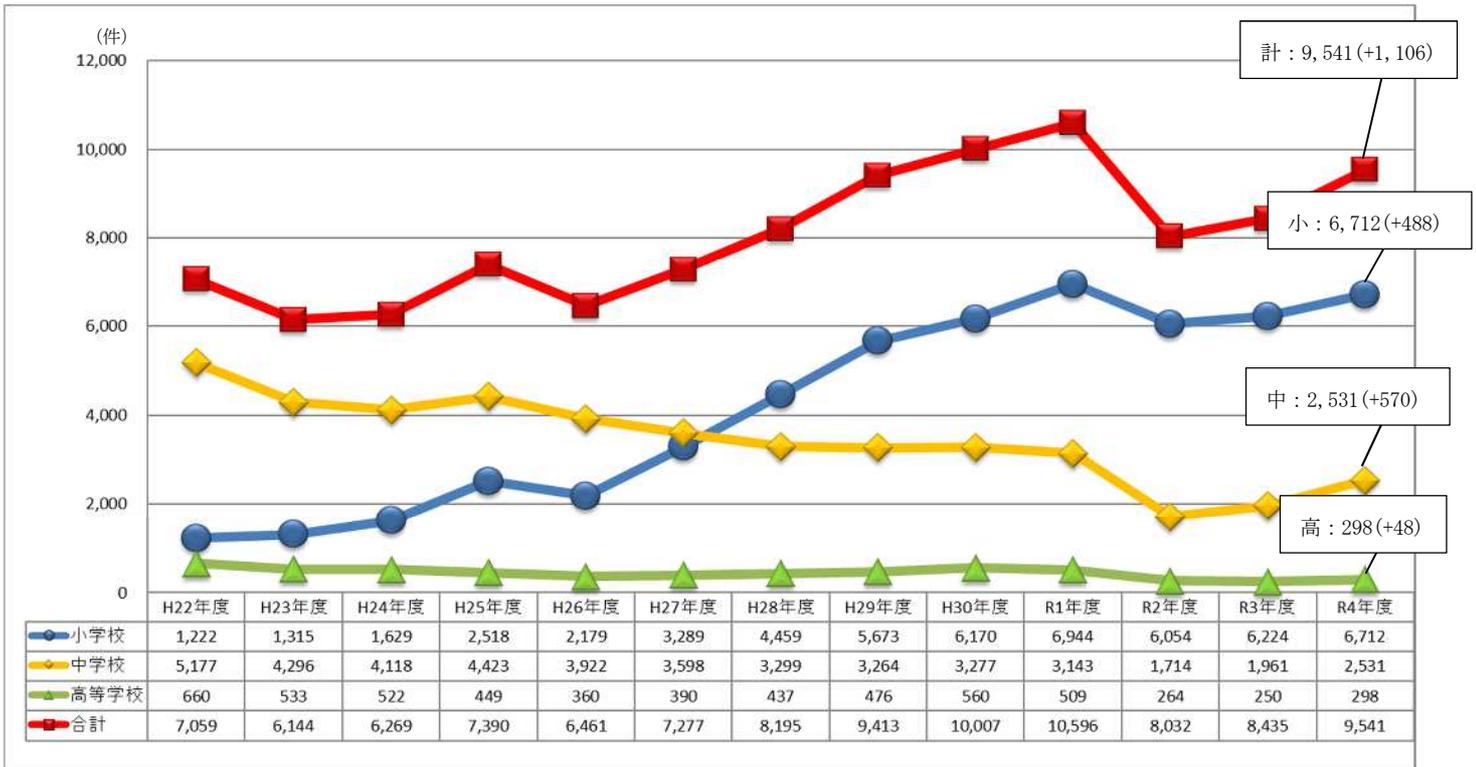
I	暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 1
II	いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 3
III	長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 5
IV	長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 8
V	中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 8
	〔参考〕文部科学省による定義・調査基準	・・・ 9
VI	暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）	・・・ 12
VII	項目別調査結果の概要と捉えについて	
1	暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 14
2	いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教育委員会）	・・・ 15
3	長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）	・・・ 17
4	長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・ 20
5	中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・ 21
6	自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 21
7	出席停止の状況（公立小・中学校）	・・・ 22
8	教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・ 22
VIII	神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 23

I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）

*暴力行為の定義等は
9ページに記載しています。

暴力行為の発生件数は、小・中・高等学校で増加しました

暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



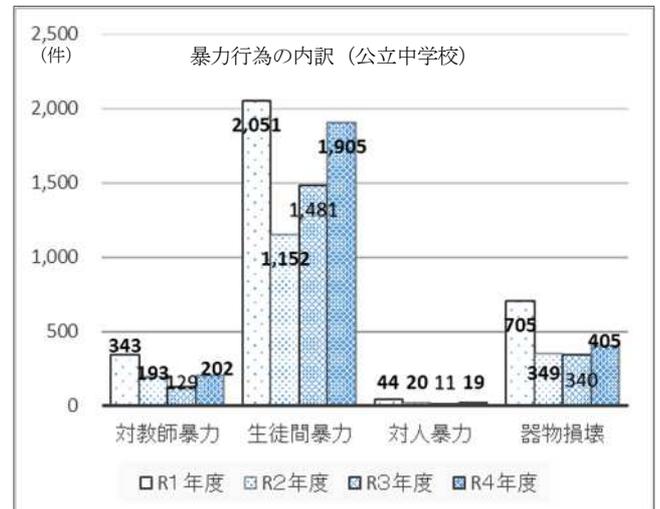
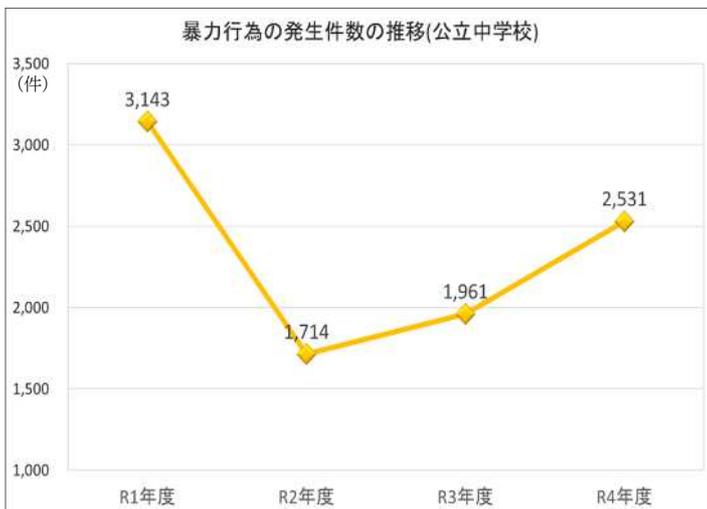
令和4年度、公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数の合計は、前年度より1,106件増加し9,541件でした。

暴力行為に対する毅然とした対応が必要です

中学校での暴力行為の発生件数が、令和3年度と比較して570件の増加となっています。発生件数は平成25年度から7年間減少していましたが、前年度に続き増加しました。

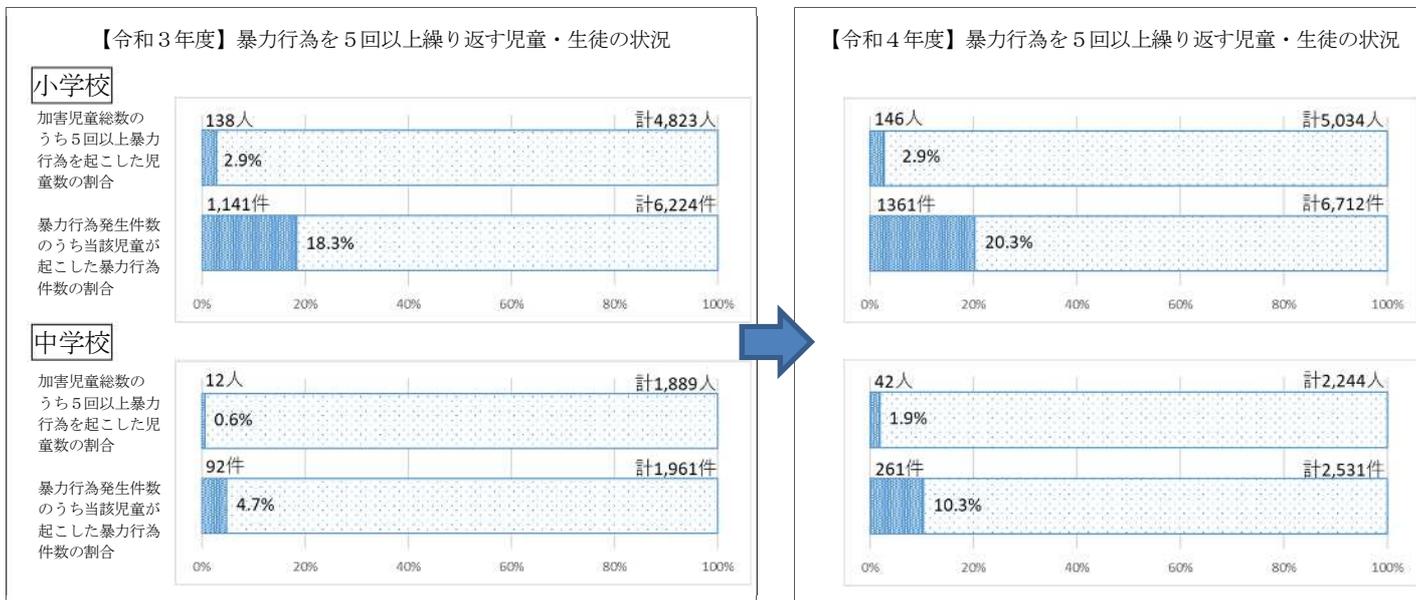
また、令和4年度の中学校の暴力行為の内訳を見ると「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物破損」と全ての項目で増加しています。中でも「生徒間暴力」は大幅に増加しています。また、小学校や高等学校でも「生徒間暴力」の割合が最も高くなっています。

暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではありません。引き続き、暴力行為の未然防止と起こった行為への毅然とした対応に努める必要があります。



子ども同士の人間関係づくりと、自己肯定感を高めるための支援が必要です 【県独自項目】

今回、小・中・高等学校ともに暴力行為の件数が増加しました。また、小・中学校では暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が起こした暴力行為の件数も、令和3年度に比べ、小学校では220件、中学校では169件増加しました。



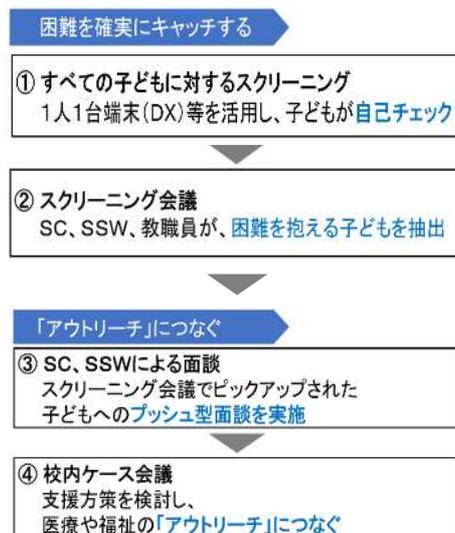
暴力行為を起こす児童・生徒は、自分の心の不安やストレスをうまく言葉に表せず、暴力行為におよぶ状況があります。暴力行為などの攻撃的な行動の背景には、「授業がわからない」といったストレスや葛藤などの要因や、家庭や生活環境など、その子どもの置かれた環境が一因となっている場合が考えられます。

学校では、子ども同士の人間関係づくりにつながるよう、互いの思いを言葉で伝え合う言語活動や、仲間と協働する学習活動を日常的に行っていくことが必要です。また、児童・生徒の自己肯定感が高まるような教師の言葉かけも、暴力行為の未然防止につながります。

【 児童・生徒のSOSをキャッチする学校へ 】

児童・生徒の「暴力行為」は、子どもたちのSOSのサインの一つです。児童相談所や県警察少年相談・保護センター等の関係機関と連携しながら、指導・支援に粘り強く取り組んでいくことが重要です。

県教育委員会では、SOSを出せない子どもたちを含む全ての子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、プッシュ型面談などにより医療、福祉のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進しています。



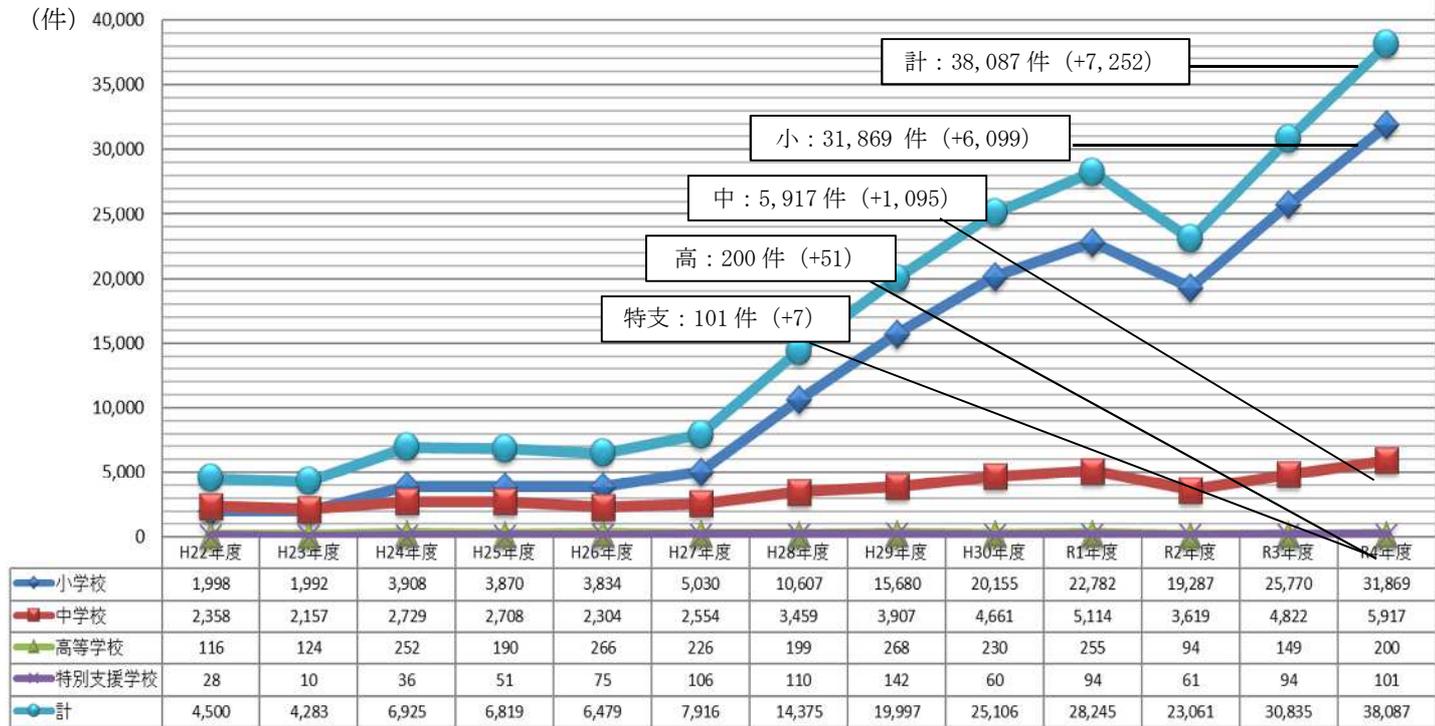
※ 参考 神奈川県教育委員会 「子どもサポートハンドブック」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/r5handbook.pdf>



いじめの認知件数は、全ての校種で増加しました

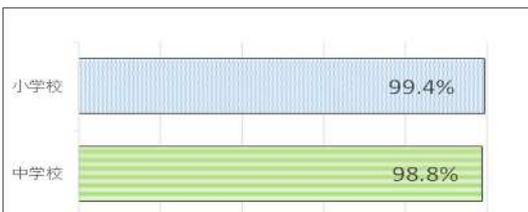
いじめの認知(発生)件数の推移(公立学校)



令和4年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より7,252件増加し、38,087件でした。全ての校種において認知件数が増加しました。

解消に向けた積極的な認知と組織的な指導・支援が重要です【県独自項目】

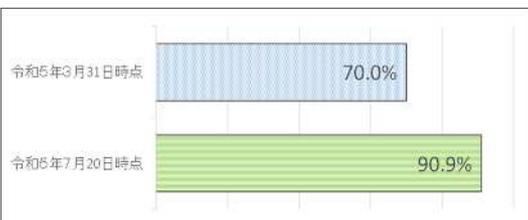
【いじめ認知した学校の割合】



いじめを受けた側に立って積極的に認知し、指導することが多くの学校で取り組まれています。

いじめを見逃さず、早期対応していくことはいじめの解消への第一歩です。いじめを認知した際には、学校は組織として適切に指導・支援し、解決につなげることが大切です。

【いじめの解消率（小・中・高・特支）】



いじめの「解消率」は、年度末時点での調査に加え、本県では独自に、次年度の7月時点での調査を設けています。令和4年度末時点でのいじめの「解消率」70.0%が、令和5年度7月時点での調査によるといじめの「解消率」は90.9%となりました。

学校が、積極的に認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられます。いじめが解消したとみなした後も、引き続き、児童・生徒の様子を見守っていくことが重要です。

いじめが解消している状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

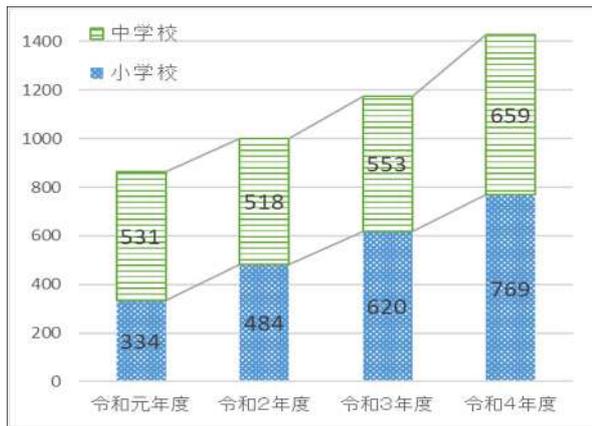
- ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

参考 「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定 平成29年3月14日文科科学大臣 決定)

家庭と連携・協力した「情報モラル」に関する指導の充実が必要です

【「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（件）】



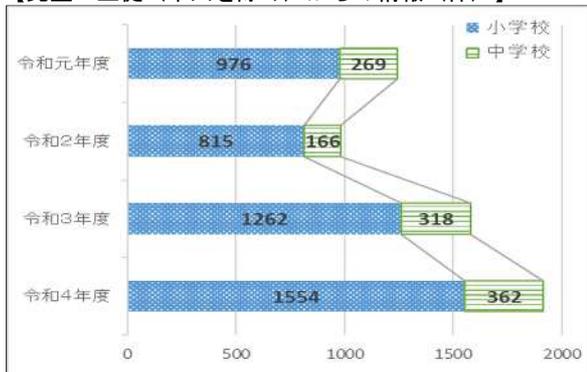
いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数が、令和元年度から令和4年度にかけて、小学校は2.3倍(334件→769件)、中学校は1.2倍(531件→659件)となっています。

SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報モラル教育の指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづくり等について充実を図ることが重要です。また、ICT機器活用のルールについては、発達段階に応じて、修正したり見直したりしながら、児童・生徒と一緒に考えていくことが大切です。

一人ひとりの「いじめは絶対に許さない」意識と集団づくりへの指導が大切です

いじめの発見のきっかけ

【児童・生徒（本人を除く）からの情報（件）】

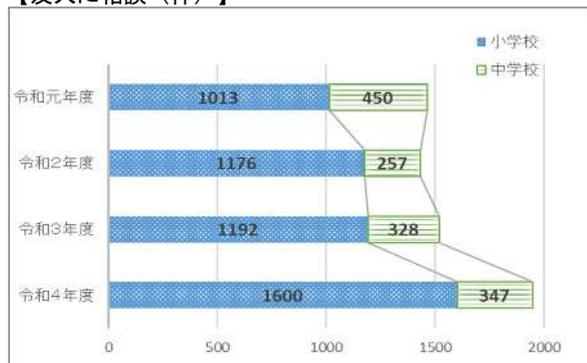


いじめの発見のきっかけのうち、「児童・生徒（本人を除く）からの情報」と、いじめられた児童・生徒の相談状況の「友人に相談」の件数が増加しています。

いじめの未然防止や深刻化の防止には、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周囲の子どもの言動が大きく影響します。この子どもたちが、信頼できる大人に相談する、いじめを受けている子に寄り添い相談にのる、いじめは絶対に許されないと発信する等、自分にできることを考え行動することが、いじめの大きな抑制力となります。

いじめられた児童・生徒の相談状況

【友人に相談（件）】



そこで学校では、発達の段階に応じて、いじめの問題を自分のこととして捉え、主体的に考え、話し合い、行動できるよう指導していくことが求められます。すべての子どもにいじめは絶対に許さないという意識が醸成されていると、いじめがあった時に友だちにも相談できるようになっていきます。

道徳科や児童・生徒会活動等を通じて、規範意識を育てるとともに、豊かな人間関係づくりの視点から、集団づくりに取り組むことがいじめ防止につながります。

【いじめの「4層構造」】



いじめは、「いじめる側」と「いじめられる側」以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる人が大きく影響しています。

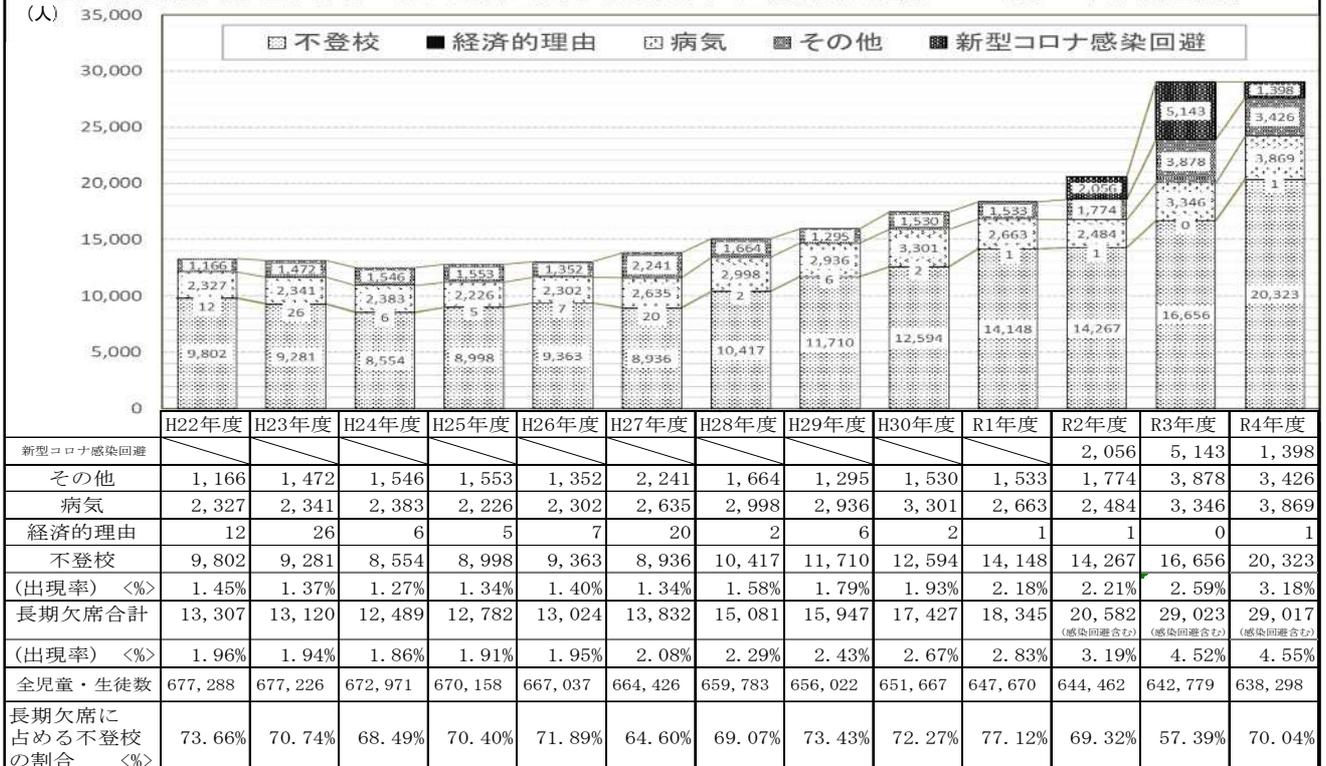
「観衆」は、はやしたてたり、おもしろがったりして見ている人のことです。「傍観者」は、いじめが起きていることを知っているのに何もしない人のことで、被害者から見ると、いじめの支持者となることがあります。いじめを批判的にとらえ、いじめを止めるための行動をとる仲裁者が増えることが、いじめをなくすために必要なことです。そのためには、傍観者を生み出さないための継続的な教育が求められます。

また、見えにくいいじめの早期発見のためにも、いじめられた子だけでなく、周りの子どもたちが教師に相談しやすい関係を作ることが大切です。

※ 参考 「生徒指導提要（令和4年12月）文部科学省」より

不登校の児童・生徒数は、小・中学校で増加しています

理由別長期欠席者(年間に 30 日以上欠席した児童・生徒)数の推移 【小・中学校合計】



令和4年度の新型コロナウイルスの感染回避を含めた、公立小・中学校における長期欠席者数は、29,017人で、前年度より6人減少しています。そのうち、不登校の児童・生徒数は20,323人で、前年度より3,667人増加しています。

不登校は、どの児童・生徒にも起こり得ることで

全ての教職員、社会全体で不登校への理解を深めましょう

不登校は、

- 取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得ること
- 多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということ
- その行為を「問題行動」として判断してはならないこと
- 「不登校の児童・生徒が悪い」という根強い偏見を払拭すること

参考 神奈川県教育委員会

「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」平成31年3月

不登校の児童・生徒の懸命の努力を認めることが大切です

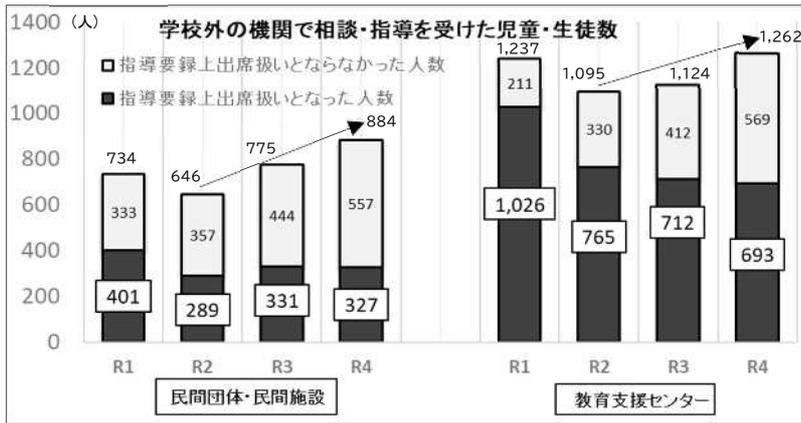
学校外における相談・指導を指導要録上の出席扱いにするために

出席扱いの主な要件は、

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- 相談・指導が個々の児童・生徒にとって適切であるかどうかについては校長が判断すること
- 施設に通所または入所して相談・指導を受けていること
- 施設における学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童・生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすること など

参考 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」(別記1) 令和元年10月25日

不登校の児童・生徒への「多様な学びの場」の確保が必要です



学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数は、コロナ禍の令和2年度に減少し、令和3年度以降、再び増加しています。

特にフリースクール等を含む民間団体・民間施設での相談・指導については、令和2年度から令和4年度にかけて、約37%増加しています。

各学校は、市町村の教育支援センターや民間のフリースクール等の、学校外の学びの場と連携し、子どもたちの社会的自立に向け、多様で柔軟な支援の機会を提供することが大切です。

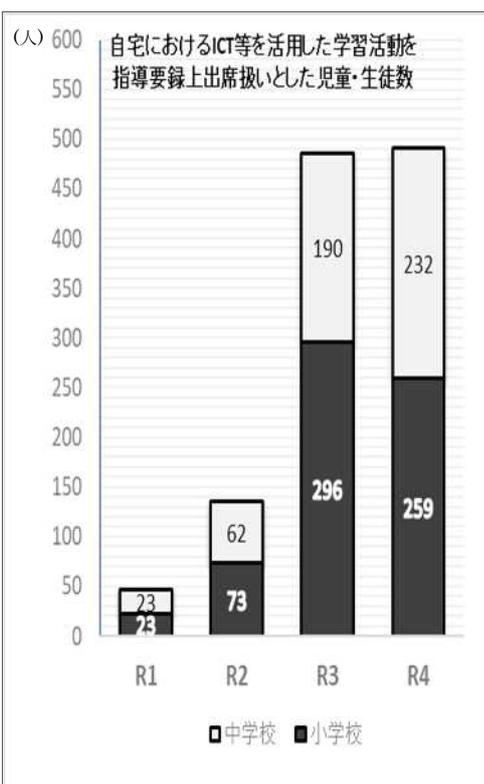
学校と地域の学びを応援するサイト「キミイロ」では学校外での学びを望む子ども一人ひとりの特性を生かした学びの機会を提供するとともに、県域ネットワークの構築をしながら社会的自立をサポートするため、フリースクール等学校外の学びの場について周知しています。
(<https://kimi.iro.education/>)



また、学校外の学びの場において、教育相談や学習指導を受け、懸命に努力を続けている児童・生徒を学校として評価し、支援するために、一定の要件を満たす場合に、これらの施設等において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとするよう各学校が適切に判断することが必要です。そのためには、保護者と学校が十分な連携・協力関係を構築することが大切です。

なお、不登校の児童・生徒の中には、登校できても、教室に入ることが難しい児童・生徒が一定数います。不登校の児童・生徒が安心して過ごせる居場所として校内教育支援センター等を設置するなど、学習支援や教育相談の取組を進めることも重要です。

不登校の児童・生徒へのICT等を活用した支援が重要です



自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとした児童・生徒数は増加傾向にあります。オンラインを活用したコミュニケーションや交流の場、学習活動の場は、様々な理由で学校に通うことのできない児童・生徒の社会的自立や学びを支える手立てとして有効です。

ICT等を活用した在宅学習を出席扱いとするために

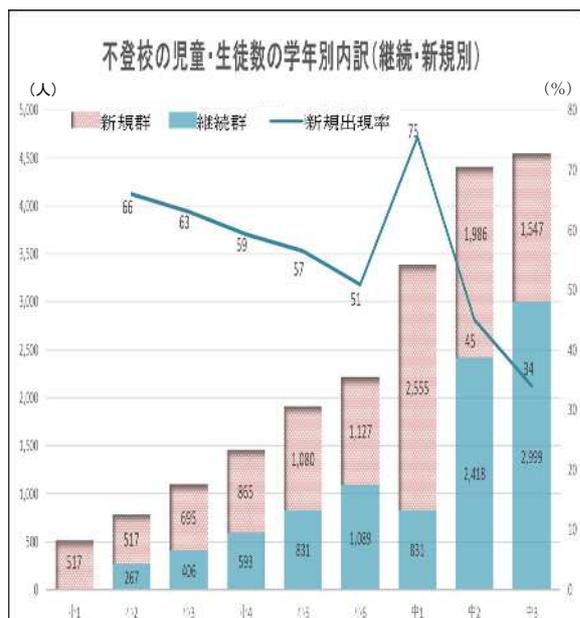
出席扱いの主な要件は、

- 教員による訪問等による**対面指導**が適切に行われること
- 児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた**計画的な学習プログラム**であること
- 校長が対面指導や学習活動について十分に**把握**していること
- 生徒が学校外の公的機関や民間施設等で**相談・指導**を受けられないような場合に行う**学習活動**であること など

参考 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（別記2）

令和元年 10月 25日

児童・生徒を主体とした「魅力ある学校づくり」が重要です



左のグラフは、不登校の児童・生徒数を、不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けて表したものです。

令和4年度、小・中学校における新規の不登校の児童・生徒数は10,889人でした。

不登校の未然防止を図るうえで、児童・生徒にとって、魅力のある学校をめざした取組を進めることは重要です。

不登校の未然防止に向け、児童・生徒の声を教育活動に生かすために意識調査を実施し、その結果を教育活動の改善に生かしながら、すべての教職員が、児童・生徒の目線に立って議論し、考えられる改善策を実践する、PDCAサイクルによる「魅力ある学校づくり」という取組があります。(下記参照)

「魅力ある学校づくり」に取り組んだ中学校では、生徒アンケートを実施し、生徒の声と、教職員の思いの相違に着目した検討会を実施しました。生徒の声を大切に、行事等の取組を見直すことで、児童・生徒の活躍する場、認められる場を設定しながら学級・学年・学校運営に取り組んだことにより、3年間を通して、不登校の生徒が減少していく傾向がみられました。

「魅力ある学校づくり」には集団の引き継ぎが大切です

新規の不登校は、中学校1年生で2,555人と大幅に増加しています。小学校から中学校への円滑な接続が重要であると考えられます。

中学校1年生で新たな不登校を生まないように、学区の小学校と定期的に情報共有を行い、個の引き継ぎとともに、児童が在籍していた集団(学級や学年)の引き継ぎを意識することが大切です。

魅力ある学校づくりに取り組むうえで、児童・生徒一人ひとりの活躍の場や役割をつくる「居場所づくり」、児童・生徒主体の取組を工夫した「絆づくり」等の取組は不登校の未然防止の取組として有効であると捉えることができます。

【 魅力ある学校づくり 】

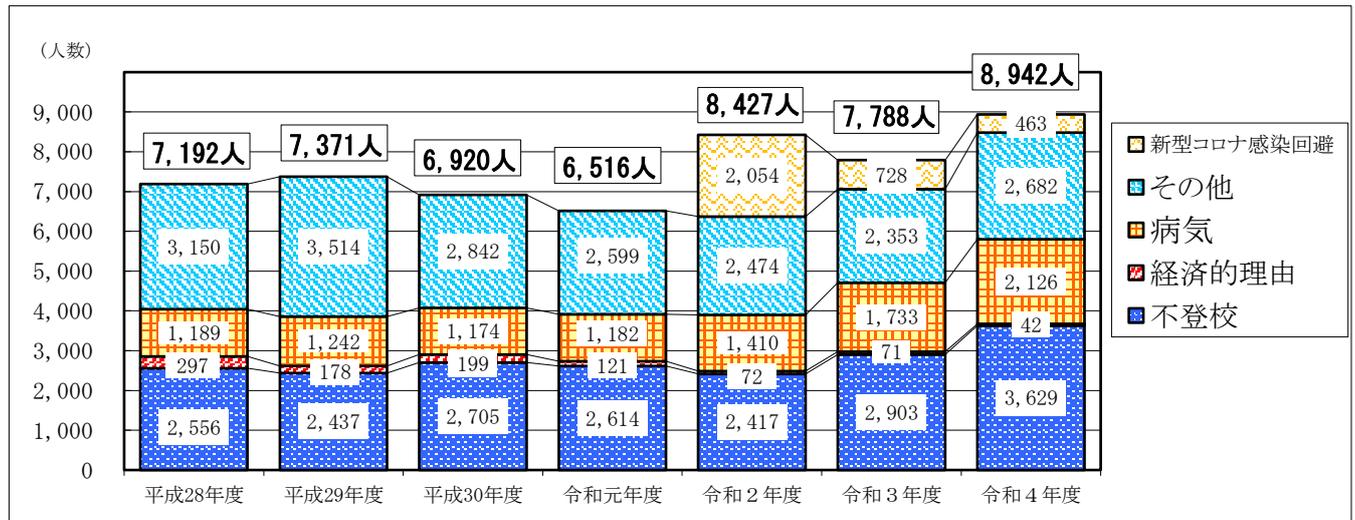
- ①実態を把握する：自分たちの学校生活をどう捉えているか、児童・生徒の声を把握
 - ・「学校が楽しい」、「授業がよく分かる」など4項目について、子どもたちの意識を調査
- ②教職員全体でプランを立てる：児童・生徒の捉えを受け、取組をプランニング
 - ・実際の結果と教職員が事前に期待した数値との差が見える化
 - ・この差を埋める対策を、全ての教職員が、子どもの目線に立ち議論
- ③手立てを講じる：教職員主体の「居場所づくり」と児童・生徒中心の「絆づくり」の両輪の取組
 - ・議論、考えられる改善策を実践
- ④教職員全体で点検し見直す：児童・生徒にとって適切であったか、有効だったかを検証このサイクルを繰り返し、教職員と児童・生徒と一緒に学校生活を充実した魅力あるものにしていく取組

参考 文部科学省 魅力ある学校づくり調査研究事業 https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido_01.html

Ⅳ 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

長期欠席者数、不登校生徒数ともに増加しました

公立高等学校における長期欠席者数の推移 [全日制・定時制合計]



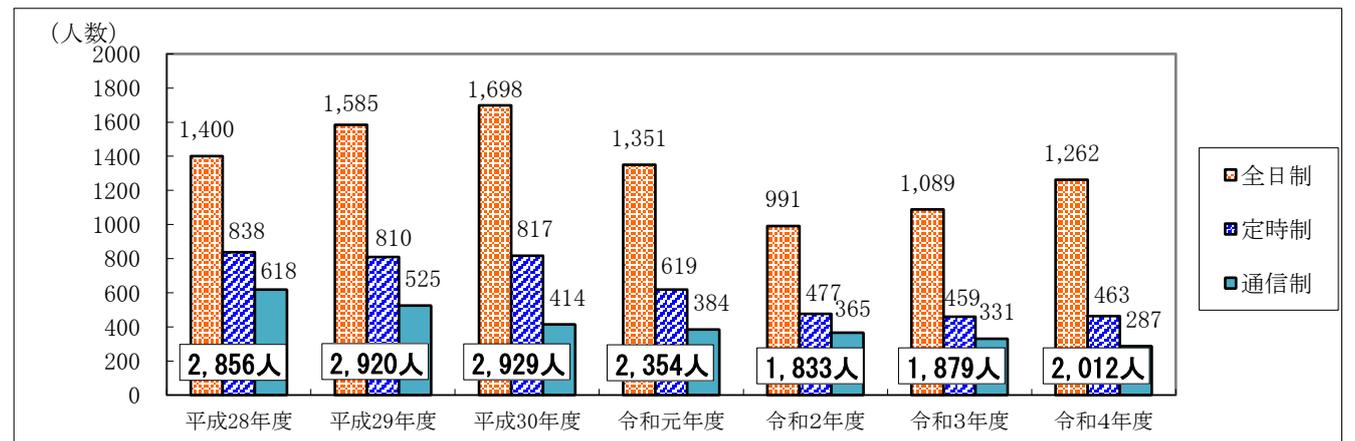
公立高等学校における長期欠席者数は、前年度より1,154人増加し、8,942人でした。うち、不登校生徒数は、前年度より726人増加し、3,629人でした。

新型コロナウイルス感染症の拡大した令和2年度以降、長期欠席者数、不登校生徒数はともに増加しています。不登校はどの生徒にも起こり得るという認識のもと、引き続きプッシュ型面談等を通じて、困難を抱える生徒を早期に把握し、専門人材であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた「チーム学校」で、生徒一人ひとりに応じた支援を行っていく必要があります。

Ⅴ 中途退学者について（公立高等学校）

中途退学者数は全日制・定時制で増加、通信制で減少しました

公立高等学校における中途退学者数の推移 [全日制・定時制・通信制別]



退学率 [%]	年度							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	全日制	1.07	1.21	1.31	1.05	0.79	0.89	1.06
定時制	10.34	10.61	11.69	9.89	8.31	8.89	9.69	
通信制	14.39	13.68	11.17	10.64	9.81	9.11	7.82	

公立高等学校における中途退学者数は、2,012人でした（全日制は173人増加、定時制は4人増加、通信制は44人減少）。中途退学率については、全日制・定時制は上昇し、通信制では下降しました。

各学校では、高等学校入学前の学校選択の段階から、教育活動や特色等の広報を積極的に行うとともに、入学後の早い段階から生徒一人ひとりの状況を把握し、より丁寧な支援や指導を行っていくことが重要です。

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

○「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・ 教師の胸倉をつかんだ
- ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・ その他、教職員に暴行を加えた

○「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

○「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた

○「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・ 他人の私物を故意に壊した
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

（注4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※いじめ防止対策推進法上の「いじめの重大事態」の定義は、P. 16に記載

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、1年間に30日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除き、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選びます。

また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除けば、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選びます。(※ここでいう、「『出席停止・忌引き等の日数』のうち『欠席日数』に計上される可能性のない事由」は、学校教育法又は学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指します。)

○「病気」とは、「本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

○「経済的理由」とは、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けないとなければならない等の理由で長期欠席したこと」です。

○「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く)」です。

◇「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない(できない)。

○「新型コロナウイルスの感染回避」とは、「新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しないこと、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断したこと」です。

○「その他」は、「上記「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる場合。
- ・新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習(オンラインと対面のハイブリッドで学習指導を行う場合を含む。)に参加したことによって、登校しなかった日数が30日以上となる場合。

VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	令和4年度				令和3年度				令和4年度、3年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	3,849	1,090	4,939	19.6	4,112	898	5,010	19.6	▲ 263	192	▲ 71	0.0
川崎市	239	197	436	4.2	194	147	341	3.3	45	50	95	0.9
相模原市	288	186	474	9.4	185	138	323	6.3	103	48	151	3.1
横須賀市	134	77	211	8.3	136	66	202	7.7	▲ 2	11	9	0.6
湘南三浦	834	292	1,126	14.7	523	200	723	9.4	311	92	403	5.3
県央	822	264	1,086	17.1	616	245	861	13.5	206	19	225	3.6
中	297	180	477	11.7	198	100	298	7.2	99	80	179	4.5
県西	249	240	489	21.9	260	159	419	18.4	▲ 11	81	70	3.5
神奈川県	6,712	2,526	9,238	14.6	6,224	1,953	8,177	12.7	488	573	1,061	1.8

2 いじめの認知件数〔地域別〕（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

	令和4年度				令和3年度				令和4年度、3年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	10,028	2,220	12,248	48.7	6,168	1,388	7,556	29.5	3,860	832	4,692	19.2
川崎市	4,614	318	4,932	47.3	4,506	275	4,781	45.9	108	43	151	1.4
相模原市	984	318	1,302	25.8	862	284	1,146	22.4	122	34	156	3.4
横須賀市	1,045	163	1,208	47.3	1,069	110	1,179	45.1	▲ 24	53	29	2.2
湘南三浦	3,426	965	4,391	57.3	2,471	793	3,264	42.5	955	172	1,127	14.8
県央	4,459	544	5,003	78.9	3,560	496	4,056	63.5	899	48	947	15.4
中	5,468	683	6,151	150.7	5,393	838	6,231	150.8	75	▲ 155	▲ 80	▲ 0.1
県西	1,845	705	2,550	114.3	1,741	636	2,377	104.5	104	69	173	9.8
神奈川県	31,869	5,916	37,785	59.5	25,770	4,820	30,590	47.7	6,099	1,096	7,195	11.8

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

※は1,000人あたりの人数

		令和4年度						令和3年度						令和4年度、3年度比較					
		長期欠席						長期欠席						長期欠席					
		計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナ 感染回避	その他	計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナ 感染回避	その他	計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナ 感染回避	その他
横浜市	小	5,330	3,469	423	0	603	835	6,536	2,635	541	0	2,041	1,319	▲ 1,206	834	▲ 118	0	▲ 1,438	▲ 484
	中	5,441	4,701	396	0	181	163	5,370	3,981	387	0	601	401	71	720	9	0	▲ 420	▲ 238
	合計	10,771	8,170	819	0	784	998	11,906	6,616	928	0	2,642	1,720	▲ 1,135	1,554	▲ 109	0	▲ 1,858	▲ 722
	※	42.8	32.5					46.6	25.9					▲ 3.8	6.6				
川崎市	小	1,770	1,144	318	0	93	215	1,997	947	238	0	620	192	▲ 227	197	80	0	▲ 527	23
	中	2,012	1,672	241	0	66	33	1,877	1,506	264	0	75	32	135	166	▲ 23	0	▲ 9	1
	合計	3,782	2,816	559	0	159	248	3,874	2,453	502	0	695	224	▲ 92	363	57	0	▲ 536	24
	※	36.3	27.0					37.2	23.6					▲ 0.9	3.4				
相模原市	小	1,057	585	213	0	38	221	1,003	438	130	0	321	114	54	147	83	0	▲ 283	107
	中	1,440	1,226	133	0	52	29	1,157	929	92	0	104	32	283	297	41	0	▲ 52	▲ 3
	合計	2,497	1,811	346	0	90	250	2,160	1,367	222	0	425	146	337	444	124	0	▲ 335	104
	※	49.6	36.0					42.3	26.7					7.3	9.3				
横浜質市	小	780	445	162	0	16	157	679	376	108	0	93	102	101	69	54	0	▲ 77	55
	中	808	630	124	0	8	46	726	561	103	0	15	47	82	69	21	0	▲ 7	▲ 1
	合計	1,588	1,075	286	0	24	203	1,405	937	211	0	108	149	183	138	75	0	▲ 84	54
	※	62.2	42.1					53.8	35.9					8.4	6.2				
湘南三浦	小	1,571	894	279	0	69	329	1,548	729	218	0	342	259	23	165	61	0	▲ 273	70
	中	1,944	1,501	340	1	17	85	1,697	1,218	282	0	125	72	247	283	58	1	▲ 108	13
	合計	3,515	2,395	619	1	86	414	3,245	1,947	500	0	467	331	270	448	119	1	▲ 381	83
	※	45.9	31.3					42.3	25.4					3.6	5.9				
県央	小	1,597	701	249	0	91	556	1,856	564	172	0	297	823	▲ 259	137	77	0	▲ 206	▲ 267
	中	1,928	1,330	291	0	15	292	1,688	1,165	192	0	106	225	240	165	99	0	▲ 91	67
	合計	3,525	2,031	540	0	106	848	3,544	1,729	364	0	403	1,048	▲ 19	302	176	0	▲ 297	▲ 200
	※	55.6	32.0					55.5	27.1					0.1	4.9				
中	小	971	532	214	0	62	163	786	360	191	0	115	120	185	172	23	0	▲ 53	43
	中	1,119	800	263	0	15	41	925	627	198	0	79	21	194	173	65	0	▲ 64	20
	合計	2,090	1,332	477	0	77	204	1,711	987	389	0	194	141	379	345	88	0	▲ 117	63
	※	51.2	32.6					41.4	23.9					9.8	8.7				
県西	小	567	217	98	0	65	187	576	218	105	0	169	84	▲ 9	▲ 1	▲ 7	0	▲ 104	103
	中	640	446	116	0	7	71	565	375	118	0	39	33	75	71	▲ 2	0	▲ 32	38
	合計	1,207	663	214	0	72	258	1,141	593	223	0	208	117	66	70	▲ 9	0	▲ 136	141
	※	54.1	29.7					50.2	26.1					3.9	3.6				
神奈川県	小	13,643	7,987	1,956	0	1,037	2,663	14,981	6,267	1,703	0	3,998	3,013	▲ 1,338	1,720	253	0	▲ 2,961	▲ 350
	中	15,332	12,306	1,904	1	361	760	14,005	10,362	1,636	0	1,144	863	1,327	1,944	268	1	▲ 783	▲ 103
	合計	28,975	20,293	3,860	1	1,398	3,423	28,986	16,629	3,339	0	5,142	3,876	▲ 11	3,664	521	1	▲ 3,744	▲ 453
	※	45.6	32.0					45.2	25.9					0.4	6.1				

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

Ⅶ 項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 1～6）

ア 暴力行為の発生件数は **9,541件** と前年度より 増加 (前年度より 1,106件 増加)

イ 校種別内訳

小学校	6,712件	増加	(前年度より 488件 増加)
中学校	2,531件	増加	(前年度より 570件 増加)
高等学校	298件	増加	(前年度より 48件 増加)

ウ 形態別内訳

対教師暴力	1,014件	増加	(前年度より 243件 増加)
生徒間暴力	7,268件	増加	(前年度より 764件 増加)
対人暴力	46件	増加	(前年度より 17件 増加)
器物損壊	1,213件	増加	(前年度より 82件 増加)

エ 加害児童・生徒数（実人数）

小学校	5,034人	増加	(前年度より 211人 増加)
中学校	2,244人	増加	(前年度より 355人 増加)
高等学校	395人	増加	(前年度より 98人 増加)

オ 学年別加害児童・生徒数（実人数）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人 数	771	918	840	845	886	774	1,085	769	390
(前年度比)	(-3)	(+59)	(-39)	(+82)	(+89)	(+23)	(+232)	(+123)	(±0)
学 年	高1	高2	高3・4						
人 数	168	165	62						
(前年度比)	(+52)	(+64)	(-18)						

カ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況【県独自項目】

○ 該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数（実人数）に占める割合）

小学校	146人 (2.9%)	増加	(前年度より 8人 増加)
中学校	42人 (1.9%)	増加	(前年度より 30人 増加)

○ 該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	1,361件 (20.3%)	増加	(前年度より 220件 増加)
中学校	261件 (10.3%)	増加	(前年度より 169件 増加)

(2) 調査結果の捉え

- 小・中・高における暴力行為の発生件数の合計は、前年度に比べて増加した。
- 中学校での暴力行為の発生件数は、平成25年度から7年間減少していたが、昨年度に続き増加した。暴力行為の内訳を見ると、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物破損」と全ての項目で増加している。中でも「生徒間暴力」は令和2年度から2年間で大幅に増加した。
- 暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではない。引き続き、暴力行為の未然防止と起こった行為への毅然とした対応に努める必要がある。
- 小・中学校ともに、暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が起こした暴力行為の件数も増加した。
暴力行為を起こしてしまう児童・生徒は、自分の心の不安やストレスをうまく言葉に表せず、暴力行為へおおよんでしまう傾向がある。
また、攻撃的な行動の背景には、家族関係の中にあるストレスや葛藤など、その子どもの置かれた環境に係る要因が考えられる。
- 暴力行為の発生件数の増加は、児童・生徒にコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールできるスキルが身に付いていない傾向があることも、一因であると考えられる。

- 暴力行為は、子どもたちのSOSのサインの一つである。学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関と連携しながら、指導・支援に粘り強く取り組んでいくことが重要である。SOSを出せない子どもたちを含む全ての子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、プッシュ型面談などにより医療、福祉のアウトリーチにつなぐ取組を、引き続き推進していく必要がある。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教育委員会）

(1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 7～13）

ア いじめの認知件数は **38,087件**（前年度より 7,252件 増加）

イ 校種別内訳

小学校	31,869件	増加	前年度より	6,099件 増加)
中学校	5,917件	増加	前年度より	1,095件 増加)
高等学校	200件	増加	前年度より	51件 増加)
特別支援学校	101件	増加	前年度より	7件 増加)

ウ いじめ認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した件数 (前年度)	90件 (53件)	77件 (49件)	8件 (4件)	1件 (2件)
警察に相談・通報した割合 (前年度)	0.3% (0.2%)	1.3% (1.0%)	4.0% (2.7%)	1.0% (2.1%)

エ いじめの現在の状況<解消しているものの割合>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
令和5年3月31日現在の状況 (前年度)	70.6% (74.9%)	66.0% (72.6%)	87.5% (87.2%)	74.3% (87.2%)
令和5年7月20日現在の状況【県独自項目】 (前年度)	91.7% (94.7%)	86.7% (89.6%)	92.5% (91.3%)	89.1% (97.9%)

【参考】いじめの解消（いじめ防止のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）より抜粋）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事業も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

オ 学年別いじめの認知件数（小・中・高等学校）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
件 数	5,368	5,453	5,594	5,620	5,435	4,399	2,851	2,023	1,043
(前年度比)	(+1,168)	(+749)	(+854)	(+1,324)	(+1,172)	(+832)	(+454)	(+450)	(+191)
学 年	高1	高2	高3・4						
件 数	98	74	28						
(前年度比)	(+21)	(+38)	(-8)						

(特別支援学校)

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
件 数	1	0	0	5	4	1	5	3	0
(前年度比)	(±0)	(-1)	(-3)	(+2)	(+4)	(+1)	(+3)	(+1)	(-3)
学 年	高1	高2	高3						
件 数	25	36	21						
(前年度比)	(-24)	(+24)	(+3)						

- カ いじめの態様（上位3項目）（小・中・高・特別支援学校）
- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 19,659件 (51.6%)
 - ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 8,217件 (21.6%)
 - ③ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 4,306件 (11.3%)
- キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（上位3項目）（小・中・高・特別支援学校）
- ① いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した 1,483校 (99.2%)
 - ② 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った 1,449校 (96.9%)
 - ③ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った 1,443校 (96.5%)
- ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法（上位3項目） 小・中・高・特別支援学校
- ① アンケート調査の実施 1,483校 (99.2%)
 - ② 個別面談の実施 1,205校 (80.6%)
 - ③ 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童・生徒との間で日常的に行われている日記等 527校 (35.3%)

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数 (前年度)	9校 (5校)	5校 (3校)	0校 (0校)	0校 (0校)	14校 (8校)
重大事態発生件数 (前年度)	9件 (5件)	5件 (3件)	0件 (0件)	0件 (0件)	14件 (8件)
うち、第28条第1項第1号 (前年度)	3件 (3件)	4件 (1件)	0件 (0件)	0件 (0件)	7件 (4件)
うち、第28条第1項第2号 (前年度)	9件 (3件)	4件 (2件)	0件 (0件)	0件 (0件)	13件 (5件)

【参考】いじめの「重大事態」（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて 検討中		策定するかど うかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)
県	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
市町村	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33	100.0

(2) 調査結果の捉え

- 小・中・高・特別支援学校、全ての校種でいじめの認知件数が、前年度に比べて増加した。
- いじめの認知件数の増加は、いじめを受けた側に立って積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と評価できる一方、現に多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたということも事実であり、教育委員会として重く受け止めている。
- 暴力行為と同様に、コミュニケーションや自分の感情をコントロールするスキルなどが、身に付いていない傾向があることも増加の一因と考えられる。

- 「いじめの現在の状況」で「解消しているものの割合」は、年度末時点での調査に加え、本県では独自に、次年度の7月20日前後（夏季休業前）時点での調査を設けている。令和4年度末時点でのいじめの「解消率」70.0%が、令和5年7月20日前後（夏季休業前）時点での調査によるといじめの「解消率」は90.9%となった。学校が、認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。学校では、チームでの対応を基本として、いじめが解消したとみなした後も、引き続き関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。
- いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数については、小・中学校における増加が見られる。
SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報モラルやICT機器を活用する際のスキルの指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづくり等について、充実を図ることが重要である。また、発達段階に応じて、修正したり、見直ししながら、児童・生徒と一緒に考えていくことが大切である。
- いじめの発見のきっかけの「児童・生徒（本人を除く）からの情報」と、いじめられた児童・生徒の相談状況の「友人に相談」の件数が増加した。
- 学校では、いじめの問題を自分のこととして捉え、主体的に考え、話し合い、行動できるよう指導し、いじめがあった時に友だちにも相談できるように、全ての子どもたちに、いじめは絶対に許さないという意識を、引き続き醸成していくことが重要である。
- また、児童・生徒自身がいじめを行わないことはもちろん、いじめと分かりながら何もしない「傍観者」とならないために、道徳科や児童・生徒会活動等を通じて、いじめを自分たちの課題として捉え、話し合うといった取組を引き続き行っていくことが必要である。
- 学校では、日常的な児童・生徒への声かけや観察、家庭との連携、定期的な面談やアンケート調査等を行い、児童・生徒の小さな変化やSOSを見逃すことのないよう、いじめの早期発見に努めていくことが重要である。
また、困難を抱えながらも、自らSOSを出せない、相談できない児童・生徒も含め、早期に発見して適切に支援していくためにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるプッシュ型面談の実施等を通じて、児童・生徒が抱える困難を積極的にいち早く把握し、医療・福祉等の関係機関のアプローチにつなげていく取組を、引き続き推進していくことが必要である。

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは 資料2 のP. 14～22）

ア 長期欠席児童・生徒数は **29,017人**（前年度より 6人 減少）、
出現率は 4.55%（前年度より 0.03ポイント 上昇）

小学校	児童数	13,643人	（前年度より 1,338人 減少）
	出現率	3.12%	（前年度より 0.28ポイント 下降）
中学校	生徒数	15,374人	（前年度より 1,332人 増加）
	出現率	7.63%	（前年度より 0.69ポイント 上昇）

イ 理由別長期欠席者

① 病気は **3,869人**（前年度より 523人 増）、
出現率は 0.61%（前年度より 0.09ポイント 上昇）

小学校	児童数	1,956人	（前年度より 253人 増加）
	出現率	0.45%	（前年度より 0.06ポイント 上昇）
中学校	生徒数	1,913人	（前年度より 270人 増加）
	出現率	0.95%	（前年度より 0.14ポイント 上昇）

- ② 経済的理由は 1人 (前年度より 1人 増)、
出現率は 0.00% (前年度より 増減なし)

小学校	児童数	0人	(前年度より 増減なし)
	出現率	0.00%	(前年度より 増減なし)
中学校	生徒数	1人	(前年度より 1人 増加)
	出現率	0.00%	(前年度より 増減なし)

- ③ 不登校は 20,323人 (前年度より 3,667人 増)、
出現率は 3.18% (前年度より 0.59ポイント 上昇)

小学校	児童数	7,987人	(前年度より 1,720人 増加)
	出現率	1.83%	(前年度より 0.41ポイント 上昇)
中学校	生徒数	12,336人	(前年度より 1,947人 増加)
	出現率	6.12%	(前年度より 0.99ポイント 上昇)

- ④ 新型コロナウイルス感染回避は 1,398人 (前年度より 3,745人 減)、
出現率は 0.22% (前年度より 0.58ポイント 下降)

小学校	児童数	1,037人	(前年度より 2,961人 減少)
	出現率	0.24%	(前年度より 0.67ポイント 下降)
中学校	生徒数	361人	(前年度より 784人 減少)
	出現率	0.18%	(前年度より 0.39ポイント 下降)

- ⑤ その他は 3,426人 (前年度より 452人 減)、
出現率は 0.54% (前年度より 0.06ポイント 下降)

小学校	児童数	2,663人	(前年度より 350人 減少)
	出現率	0.61%	(前年度より 0.07ポイント 下降)
中学校	生徒数	763人	(前年度より 102人 減少)
	出現率	0.38%	(前年度より 0.05ポイント 下降)

ウ 長期欠席に占める不登校の割合

小学校	58.5%	(前年度より 16.7ポイント 上昇)
中学校	80.2%	(前年度より 6.3ポイント 上昇)
小・中合計	70.0%	(前年度より 12.7ポイント 上昇)

エ 学年別不登校児童・生徒数

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人 数	517	784	1,101	1,458	1,911	2,216	3,386	4,404	4,546
(前年度比)	(+127)	(+189)	(+283)	(+331)	(+425)	(+365)	(+621)	(+781)	(+545)

オ 欠席日数別不登校児童・生徒数 (不登校児童・生徒全体に占める割合)

年間30日～89日の欠席	8,557人	(42.1%)	前年度	7,035人	(42.2%)
年間90日以上	11,766人	(57.9%)	前年度	9,621人	(57.8%)
年間出席日数が10日以下	2,297人	(11.3%)	前年度	2,073人	(12.4%)
年間出席日数が0日	657人	(3.2%)	前年度	557人	(3.3%)

カ 不登校児童・生徒への指導結果状況

- ① 指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	34.7%	(前年度より 3.8ポイント 上昇)
中学校	27.4%	(前年度より 0.7ポイント 上昇)

- ② 指導中の児童・生徒の割合

小学校	65.3%	(前年度より 3.8ポイント 下降)
中学校	72.6%	(前年度より 0.7ポイント 下降)

キ 相談・指導を受けた学校外の機関

小学校 (上位3項目) (不登校の児童総数に占める割合)

- ① 病院、診療所 1,219人 (15.3%)
② 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 882人 (11.0%)
③ 児童相談所、福祉事務所 549人 (6.9%)

中学校 (上位3項目) (不登校生徒総数に占める割合)

- ① 病院、診療所 1,550人 (12.6%)
② 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 843人 (6.8%)
③ 児童相談所、福祉事務所 760人 (6.2%)

ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び不登校の児童・生徒数に占める割合

小学校	3,279人	(前年度より 560人 増加)	41.1%	(前年度より 2.3ポイント 下降)
中学校	4,059人	(前年度より 244人 増加)	32.9%	(前年度より 3.8ポイント 下降)
小・中合計	7,338人	(前年度より 804人 増加)	36.1%	(前年度より 3.1ポイント 下降)

(2) 調査結果の捉え

- 小・中学校における不登校の児童・生徒数は、令和3年度に比べ増加した。
- 不登校の児童・生徒数の増加は、「不登校はどの児童・生徒にも起こり得る」、「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨の理解が進んでいることも考えられるが、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で人間関係を築くなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等も、背景として考えられる。
- 不登校の状況となっている児童・生徒に、教育の機会を確保するうえで、市町村の教育支援センターや民間のフリースクール等、学校以外の多様な学びの場につないでいくことが大切である。
- 学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数は、コロナ禍の令和2年度に減少したが、令和3年度以降、再び増加している。特に、民間団体・民間施設での相談・指導については、令和2年度から令和4年度にかけて、約37%増加している。一方で、指導要録上出席扱いとなった児童・生徒数については、微減している。学校外の学びの場における相談・指導を受けた日数の指導要録上の出席扱いについて、保護者と学校が十分な連携・協力関係を構築することが大切である。
- 不登校の児童・生徒の中には、学校に登校できても、教室に入ることが難しい児童・生徒が一定数いる。不登校の児童・生徒が安心して過ごせる居場所として校内教育支援センター等を設置するなど、学習支援や教育相談の取組を進めることも重要である。
- 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童・生徒が微増した。ICT等を活用した学習は、様々な理由で学校に行くことができない児童・生徒の学びを支える手段として有効であり、不登校の児童・生徒一人ひとりの支援計画にICTの活用を位置付けるなど、組織的、計画的に取り組んでいくことが重要である。
- 不登校の未然防止を図るうえで、児童・生徒にとって魅力ある学校を目指した取組を進めることは重要である。

児童・生徒に意識調査を実施し、その結果を教育活動の改善に生かしながら、すべての教職員が児童・生徒の目線に立って議論し、考えられる改善策を実施する、PDCAサイクルによる「魅力ある学校づくり」に引き続き取り組む必要がある。
- また、中学校1年生で不登校の児童・生徒が大幅に増加している。小学校から中学校への円滑な接続が重要である。定期的に情報共有を行い、個の引き継ぎとともに、児童が在籍していた集団(学級や学年)の引き継ぎを意識することが大切である。
- 困難を抱えながらも、SOSを出せない、相談できない児童・生徒を、早期に発見して適切に支援していくためにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるプッシュ型面談の実施等を通じて、児童・生徒が抱える困難を積極的にいち早く把握し、医療・福祉等の関係機関のアプローチにつなげていく取組を引き続き推進していくことが必要である。

4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 23～30）

- ア 長期欠席生徒数は**8,942人**（前年度より1,154人増加）
 出現率は7.20%（前年度より1.09ポイント上昇）
 うち、新型コロナウイルスの感染回避を理由とした長期欠席生徒数は**463人**（前年度より265人減少）

課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数	7,042人	（前年度より 1,250人増加）
	出現率	5.90%	（前年度より 1.16ポイント上昇）
定時制	長期欠席生徒数	1,900人	（前年度より 96人減少）
	出現率	39.77%	（前年度より 1.10ポイント上昇）

- イ うち、不登校生徒数は**3,629人**（前年度より726人増加）
 出現率は2.92%（前年度より0.64ポイント上昇）

課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	2,791人	（前年度より 727人増加）
	出現率	2.34%	（前年度より 0.65ポイント上昇）
定時制	不登校生徒数	838人	（前年度より 1人減少）
	出現率	17.54%	（前年度より 1.29ポイント上昇）

- ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等
 病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた実人数 601人 16.56%
 （前年度より174人増加 1.85ポイント上昇）
 養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた実人数 1,220人 33.62%
 （前年度より260人増加 0.55ポイント上昇）

（2）調査結果の捉え

- 公立高等学校の長期欠席生徒数は増加した。そのうち、新型コロナウイルスの感染回避を理由とした長期欠席生徒数は減少（265人減少）した一方で、不登校生徒数は増加（726人増加）した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大前の環境に戻りつつある中、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、生徒同士が直接会う機会が増える中で、人間関係を構築すること等に不安や悩みを抱えることにより、長期欠席生徒数及び不登校生徒数増加につながったと考えられる。
- 不登校は、どの生徒にも起こり得るという認識のもと、学校では教育相談コーディネーターを中心として、専門人材であるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、必要に応じて外部機関と連携しながら支援を行っている。
- 困難を抱えながらも、SOSを出せない、相談できない生徒も含め、早期に発見して適切に支援していくためにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるプッシュ型面談の実施等を通じて、生徒が抱える困難を積極的にいち早く把握し、医療・福祉等の関係機関のアウトリーチにつなげていく取組を引き続き推進していくことが必要である。

5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 31～33）

ア 中途退学者数は **2,012人**（前年度より133人増加）

課程別の内訳

全日制	中途退学者数	1,262人	（前年度より 173人増加）
	中途退学率	1.06%	（前年度より 0.17ポイント上昇）
定時制	中途退学者数	463人	（前年度より 4人増加）
	中途退学率	9.69%	（前年度より 0.80ポイント上昇）
通信制	中途退学者数	287人	（前年度より 44人減少）
	中途退学率	7.82%	（前年度より 1.29ポイント下降）

イ 中途退学に至った理由について

全日制	学校生活・学業不適応	504人・39.9%	（前年度 399人・36.6%）
	進路変更	496人・39.3%	（前年度 448人・41.1%）
	学業不振	104人・8.2%	（前年度 109人・10.0%）
定時制	進路変更	191人・41.3%	（前年度 184人・40.1%）
	学校生活・学業不適応	148人・32.0%	（前年度 138人・30.1%）
	家庭の事情	49人・10.6%	（前年度 39人・8.5%）
通信制	その他の理由	219人・76.3%	（前年度 282人・85.2%）
	進路変更	42人・14.6%	（前年度 33人・10.0%）
	学校生活・学業不適応	10人・3.5%	（前年度 3人・0.9%）

ウ 懲戒による退学者数は0人（前年度0人）

（2）調査結果の捉え

- 公立高等学校における中途退学者数は増加した。課程別では、全日制及び定時制の中途退学者数、中途退学率はともに増加し、通信制の中途退学者数、中途退学率はともに減少した。
- 学校選択段階で各学校の教育活動や特色等について理解を深めていくためにも、学校説明会等の様々な広報に引き続き取り組む必要がある。
- さらに、入学後早い段階から、教育相談や学習指導をはじめとする、あらゆる学校生活の場面において、生徒一人ひとりに寄り添い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、より丁寧な支援や指導を積み重ねていくことが重要である。

6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 34）

小学生 1人、中学生 10人、高校生 21人、合計 32人

（前年度 小 1人 中 9人 高 13人 計 23人）

（2）調査結果の捉え

- 令和4年度、本県の公立学校において、32人の児童・生徒の尊い命が失われたことを重く受け止め、自殺予防の取組をより一層推進していくことが必要である。

- 児童・生徒自身が、悩みに対処する方法を知り、自分のことで困ったときや、友だちの変化に気づいたときなどに、信頼できる大人や専門機関等に相談できるようにすることが重要である。
また、自らSOSを出せないでいる児童・生徒の表面化しにくい課題や困難を早期に発見し、適切な支援につなげることも必要である。
そのため、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門職と協働しながら、子どもの抱える課題や困難を積極的に把握し、支援につないでいく取組を引き続き推進していく必要がある。
- 学校教育全体を通じ、「いのちの授業」を始めとする「いのちを大切にす教育」を推進するとともに、自殺予防に向けては、各学校において、児童・生徒の発達の段階等に応じて、次のような取組をより一層充実していくことが重要である。
 - ・児童・生徒の状況を把握するためのアンケートや個人面談の充実及び全教職員での確実な情報共有
 - ・校内の相談窓口をはじめ、「24時間子どもSOSダイヤル」「中高生SNS相談@かながわ」等、相談窓口の周知徹底
 - ・各学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進
 - ・「自殺対策に関する出前講座」の活用など、教員研修の実施
 - ・児童相談所や保健所等の保健福祉機関や医療機関、県警少年相談・保護センター等の警察機関など、関係機関との連携

7 出席停止の状況（公立小・中学校）

- (1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 35）
小学生 0件、中学生 0件、合計 0件（前年度 小 0件 中 0件 計 0件）

(2) 調査結果の捉え

- 令和4年度、県内の公立小・中学校における出席停止の該当はなかった。今後も日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、深刻化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等による密接な連携、協力のもと、早い段階から対応していくことが重要である。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

- (1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 36～38）
県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関は 48機関、教育相談員数 370人、1機関あたり 7.7人。教育相談件数は 60,323件。

(2) 調査結果の捉え

- 暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校の児童・生徒数がそれぞれ増加していることへの対応に向けては、学校内の教育相談だけでなく、学校外における教育相談の重要性が高まっている。今後も、教育相談機関や施設について、引き続き周知していくとともに、児童・生徒本人及び保護者等が相談しやすい環境となるよう、学校と教育相談機関等が連携した取組を充実させていくことが重要である。

VIII 神奈川県教育委員会の主な取組について

かながわ元気な学校ネットワークの推進(H23~)

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

学びをつくる(魅力ある学校づくり)

■かながわ学びづくり推進地域研究委託事業(H19~)

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

■学級経営支援事業(H27~)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図る。特に3、4年生の学級経営に焦点をあて、必要な指導の在り方や方法等を検証する。

■小学校高学年教科担任制推進事業(R4~)

専科担当教員の配置と学級担任間の授業交換による指導により、小学校高学年における教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や校内の組織的な指導力・対応力の向上を図る。

■教育相談コーディネーターの養成・配置(H16~)

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置する。

学びを支える(関係機関との連携)

■「かながわ子どもサポートドック」(R5~)

学校を支援のプラットフォームとし、スクリーニング等により、子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、支援につなぐことができる教育相談体制を推進する。

■県学校・フリースクール等連携協議会(H18~)

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けて支援している。

■相談窓口の開設(H6~)

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年から24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

■SNSを活用した相談(H30~)

平成30年度から、開設した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和5年度より「中高生SNS相談@かながわ」にリニューアルし実施。令和2年度から県内全ての中高生を対象に、実施している。

■スクールカウンセラー活用事業(H7~)

(R5) 中学校：全中学校に配置(政令市は独自に配置) 小学校：中学校に配置のSCが対応

高 校：全高等学校及び中等教育学校に配置。

スクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置(H27~)…SCの相談業務の支援等

■スクールソーシャルワーカー活用事業(H21~)

(R5) 小・中学校：4教育事務所に配置(政令・中核市は独自に配置)

高 校：全高等学校及び中等教育学校に配置。

スクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に配置(R5~)…SSWの相談業務の支援等

社会とつながる(家庭・地域との協働)

■「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」(H23~)

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ地域フォーラム」を開催している。

■小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進(H29~)

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入の促進を支援している。

「いのち」の授業の推進(H24~)

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。各学校等で行われているいのちを大切にすることをはぐくむ様々な実践<道徳科や各教科等の時間、防災教育、食育の指導、外部講師の招聘、福祉や農業などのボランティア活動等>を「いのちの授業」として収集、ホームページにて公開。

【参考】

児童・生徒指導全般に関する資料	
<p>「子どもサポートハンドブック ～すべての子どもたちの笑顔のために～」 神奈川県教育委員会 令和5年4月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/r5handbook.pdf</p>	
<p><作成の趣旨></p> <p>○ 子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、学校にはいじめや不登校、児童虐待等、様々な課題への対応が求められてきました。</p> <p>さらに、貧困やヤングケアラー等の新たな課題が顕在化するとともに、子どもの自殺の状況が深刻な状態にある等、子どもたちは、より一層複雑で深刻な困難を抱えざるを得ない状況に置かれています。</p> <p>「周囲に相談できない」、「声を上げられない」子どもを含め、こうした状況にある子どもを早期に発見し、そのニーズに適切に対応していく必要があります。そのためには、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材と協働しながら、その課題や困難を積極的に把握し、支援につないでいくことが重要です。</p> <p>○ そこで、県教育委員会では、こういった子どもを、誰ひとり残さず支援する体制を構築するために、様々な課題や困難を抱える子どもの実態を把握し、すべての教員が迅速かつ的確に対応していく取組を、「かながわ子どもサポートブック」と位置付けました。</p> <p>○ 「子どもサポートハンドブック ～すべての子どもたちの笑顔のために～」では、実際のスクリーニングの方法や、子どもが自己チェックできるアンケート例等を示すとともに、しにとして作成しました。すべての子どもたちの笑顔のために、教育相談体制を充実させて行くことの必要性について改めて整理しました。</p>	
<p>「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」 神奈川県教育委員会 平成30年6月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/seitosidou-handbook.html</p>	
<p>「自己肯定感を高めるための支援プログラム」 神奈川県教育委員会 平成29年5月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/seitosidou/jikokouteikan.html</p>	
<p>「子どもが輝く学級経営につながる学級担任の指導ポイント」 神奈川県教育委員会 平成4年4月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/gakkyukeiei-point.html</p>	

<p>「支援を必要とする児童・生徒の教育のために（令和3年3月版）」 神奈川県立総合教育センター 令和3年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/r3shiensassi.pdf</p>	
<p>「インクルーシブな学校づくり Ver.3.0」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/inclusive3.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校・高等学校〉教員の「思い」から始まる コミュニケーション能力育成のための実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成28年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/seikabutsu/documents/27005communication.pdf</p>	
<p>「生徒の自己理解を促す共感的な対話」 神奈川県立総合教育センター 平成26年4月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/soudanSnavi/documents/jikorikai-leaf.pdf</p>	

<p>不登校に関する資料</p>	
<p>「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して ～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」 神奈川県教育委員会 平成31年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r303leaf.pdf</p>	
<p>「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて ～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」 神奈川県教育委員会 令和3年9月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r309kaitei.pdf</p>	
<p>「自分らしくゆっくり学ぼう ～将来の社会的自立に向けて～」 神奈川県教育委員会 令和3年11月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/2021jibun.pdf</p>	

<p>「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」 神奈川県教育委員会 平成23年 5月 改定</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/hutoukoukentouhoukoku.pdf</p>	
<p>「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」 神奈川県立総合教育センター 平成24年 3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/futoukoumousi24/futoukoumousi24-01.pdf</p>	
<p>いじめに関する資料</p>	
<p>「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」 県教育委員会教育長・各市町村教育委員会教育長 平成29年 2月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/863565.pdf</p>	
<p>「保護者・地域の皆様へ すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」 神奈川県教育委員会 平成29年 5月 改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/893321.pdf</p>	
<p>「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」 神奈川県教育委員会 平成25年 7月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/609246.pdf</p>	
<p>「学校のいじめ初期対応のポイント」 神奈川県教育委員会 平成25年 3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579712.pdf</p>	
<p>「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」 神奈川県教育委員会 平成25年 3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579714.pdf</p>	

<p>「かながわ いのちの授業 指導資料」 神奈川県教育委員会 令和3年4月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/11791/inochishidoushiryou.pdf</p>	
<p>「『傍観者』に焦点を当てたいじめ防止の取組」教員用指導リーフレット 神奈川県教育委員会 令和3年7月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12393/boukansya.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校〉『道徳教育の充実』を目指した 道徳科の授業づくり実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28305/doutokujissen.pdf</p>	
<p>「〈中学校〉『いじめ対策に係る取組アンケート』調査結果報告」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/seikabutsu/documents/28003ijime_hokoku.pdf</p>	
<p>「いじめのない学校づくりのために ～小学校・中学校・高等学校・特別支援学校校種を越えたメッセージ～」 神奈川県立総合教育センター 平成26年5月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/seikabutsu/documents/25001ijime.pdf</p>	

<p>関係機関との連携等に関する資料</p>	
<p>「スクールカウンセラー業務ガイドライン」 神奈川県教育委員会 令和5年4月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/845225.pdf</p>	
<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～ 神奈川県教育委員会 平成23年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/katuyougaidorain.pdf</p>	

<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 2 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～ 「関係機関との連携支援モデル」 神奈川県教育委員会 平成26年3月 一部改訂</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/katuyougaidorain2.pdf	
<p>「子どもの健全育成プログラム」 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部生活援護課 令和4年10月版</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p1062265.html	

教育相談・学習支援等に関する資料	
<p>「必携 かながわの学びづくり」 神奈川県教育委員会 平成28年6月</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/manabi/hikkeikanagawa.html	
<p>「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」 神奈川県教育委員会 令和2年7月改訂</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64369/tebiki_r2kaiteiban.pdf	
<p>「実感につなげよう！今、求められる授業改善Ver2」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/jikkan.pdf	
<p>「教育のユニバーサルデザイン～小中一貫教育（小中連携）の視点から～」 神奈川県立総合教育センター 平成30年3月</p>	
https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/小中一貫.pdf	
<p>「カリキュラム・マネジメントで改善・充実の好循環へ チーム学校が、パワーになる！」 神奈川県立総合教育センター 平成29年7月</p>	
https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/seikabutsu/documents/29002cali_manage.pdf	

自殺等に関する資料

「児童・生徒の自殺予防に向けた ころサポートハンドブック」（改訂版）
神奈川県教育委員会 令和4年3月改訂



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/f360398/index.html>

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
文部科学省 平成22年3月



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408018.htm

「<小学校>自らのいのちを守るために
～援助希求的態度の育成／危険予測・回避能力の育成～（令和元年度版）」
神奈川県立総合教育センター 令和2年3月



[https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/r01/pdf/01007\(チラシ\).pdf](https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/r01/pdf/01007(チラシ).pdf)

体罰防止に関する資料

「体罰防止ガイドライン」
神奈川県教育委員会 平成25年7月



<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/201307.pdf>

新型コロナウイルス感染症対策に関する資料

「学校における新型コロナウイルス感染症対策のための
手引き（幼稚園、小・中学校等）」
神奈川県教育委員会 令和3年4月



https://www.pref.kanagawa.jp/documents/74955/corona_tebiki.pdf

「市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（小・中学校）」
神奈川県教育委員会 令和2年5月



https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59581/01_sum_elementary_1.pdf